

高山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

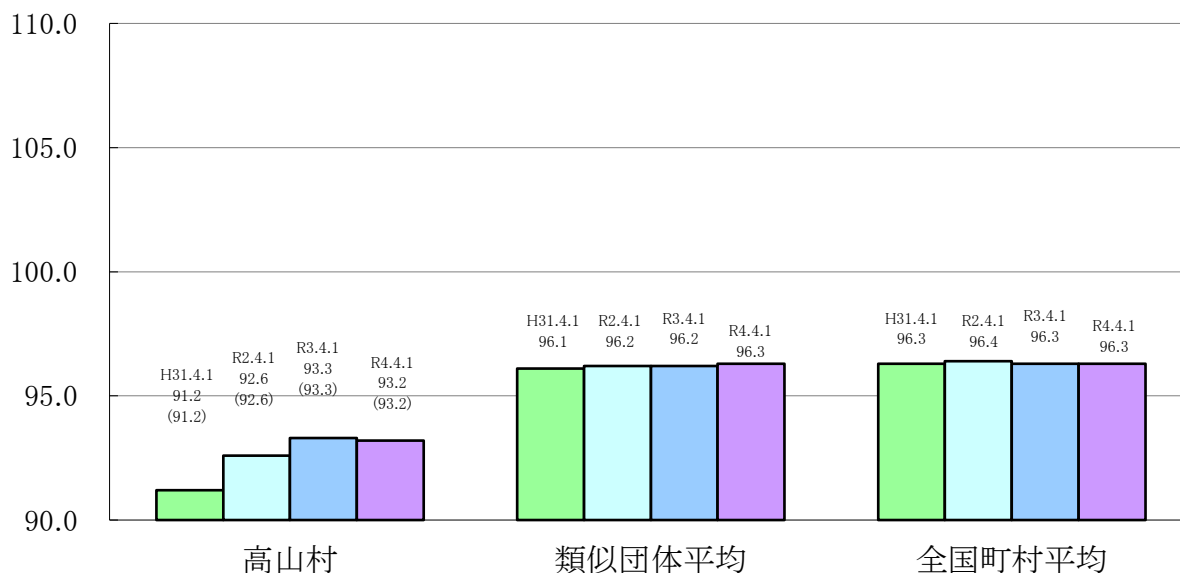
区 分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 6,720	千円 4,340,206	千円 275,909	千円 848,179	% 19.5	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 77	千円 239,682	千円 44,925	千円 86,295	千円 370,902	千円 4,817	千円 5,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の異動による

(4) 給与改定の状況

高山村には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の改定率、特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

高山村においては、国・県のような地域手当は支給しておりません。

③ その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高山村	41.0歳	286,038円	323,611円	308,547円
長野県	42.6歳	320,171円	411,612円	361,937円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.8歳	299,130円	348,372円	323,527円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高山村	49.6歳	273,988円	302,135円	288,071円
長野県	53.8歳	313,167円	367,801円	344,216円
国	51.1歳	286,570円	—	328,416円
類似団体	51.2歳	286,113円	307,440円	297,908円

③ 教育職 該当なし

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		高山村	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	195,800円	182,200円
	高校卒	150,600円	162,300円	150,600円
技能労務職	高校卒	143,800円	157,800円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

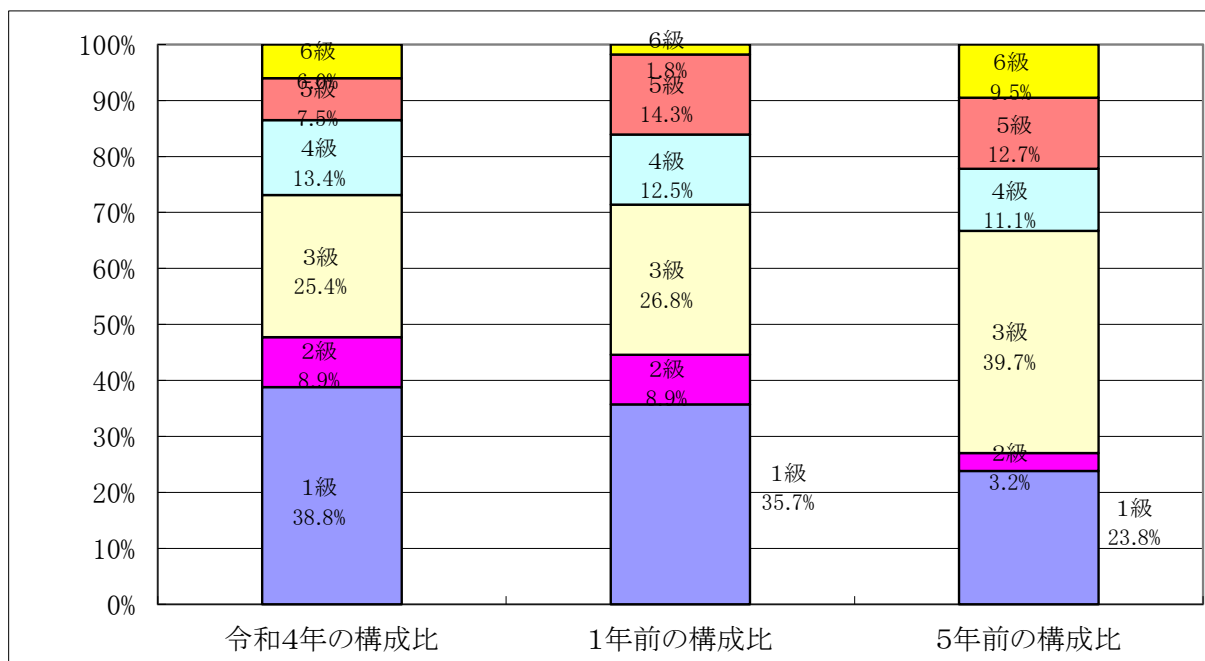
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,900円	328,800円	354,400円	367,600円
	高校卒	219,500円	324,100円	331,600円	366,700円
技能労務職	高校卒	143,800円	257,800円	289,300円	316,000円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

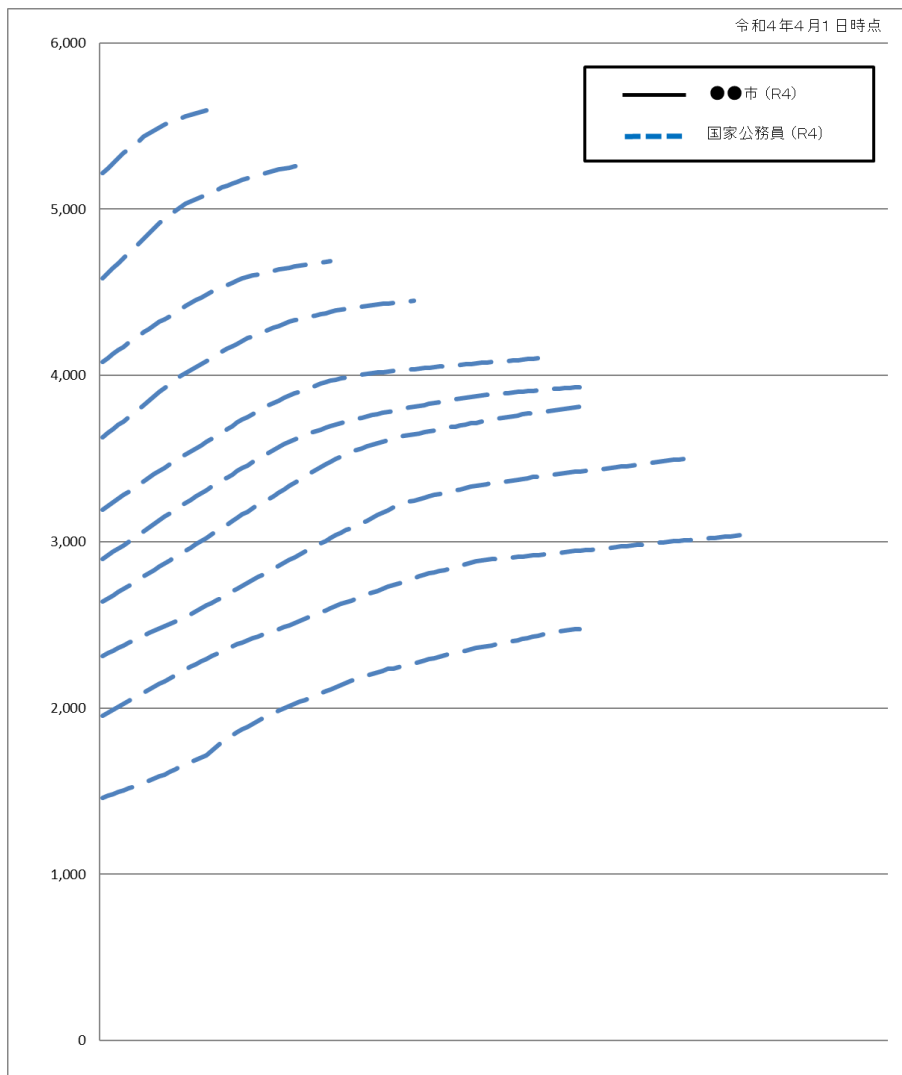
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	困難な業務を行う課長の職務又は、参事の職務	4人	6.0%	319,200円	410,200円
5級	課長・副参事の職務	5人	7.5%	289,700円	393,000円
4級	課長補佐・主幹の職務	9人	13.4%	264,200円	381,000円
3級	係長・主査の職務	17人	25.4%	231,500円	350,000円
2級	主任の職務	6人	8.9%	195,500円	304,200円
1級	主事補・主事の職務	26人	38.8%	146,100円	247,600円

- (注) 1 高山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高山村）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和3年度）

高山村	長野県	国
1人当たり平均支給額 1,430千円	1人当たり平均支給額 1,644千円	—
期末手当 2.55月分 （1.45）月分 勤勉手当 1.9月分 （0.9）月分	期末手当 2.4月分 （1.35）月分 勤勉手当 1.9月分 （0.9）月分	期末手当 2.55月分 1.9月分 （1.45）月分 勤勉手当（0.9）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高山村）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

高山村	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 無）	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）
1人当たり平均支給額 6,007千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

高山村では地域手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)			168千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)			84,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)			2.6%	
手当の種類 (手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	地力増進施設職員	ごみ処理等清掃作業	168千円	月7,000円
伝染病防疫手当	保健予防、農林職員	感染症及び家畜伝染病患者等の救護または処理業務	－千円	1回500円
行旅死亡人及び死亡人取扱手当	生活環境職員	行旅死亡人または行旅病人の取扱業務	－千円	1回500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	16,695千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	315千円
支給実績 (令和2年度決算)	13,149千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	273千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 加算額: 16歳になる年度初めから満22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は5,000円を加算	同じ	無	10,632千円	259,317円
住居手当	月額27,000円以下の	同じ	無	3,848千円	349,818円

	<p>家賃を支払っている場合は、家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>月額27,000円以上の家賃を支払っている場合は、家賃から27,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額（限度額28,000円）</p>				
通勤手当	<p>交通機関等利用者： 運賃等相当額（1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、1か月55,000円）</p> <p>自動車使用者：片道</p> <p>2km以上 5km未満 2,400円</p> <p>5km以上 10km未満 4,100円</p> <p>10km以上 15km未満 6,500円</p> <p>15km以上 20km未満 8,900円</p> <p>20km以上 25km未満 11,300円</p> <p>25km以上 30km未満 13,700円</p> <p>30km以上 35km未満 16,100円</p> <p>35km以上 40km未満 18,500円</p> <p>40km以上 20,900円</p>	同じ	無	2,921千円	47,885円
管理職手当	<p>6級の課長 給料月額10%</p> <p>5級の課長 給料月額8%</p> <p>4級の課長補佐 給料月額7%</p>			4,412千円	294,133円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	673,000円 (673,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 264,000円	
	副 市 町 村 長	562,000円 (562,000円)	676,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	266,000円 (266,000円)	355,000円 / 199,000円	
	副 議 長	191,000円 (191,000円)	316,000円 / 168,000円	
	議 員	169,000円 (169,000円)	301,000円 / 150,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和3年度支給割合) 3.3月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.3月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	673,000×42.5/100×48月	13,729,200円	任期满了時
		562,000×42.5/100×48月	6,851,904円	任期满了時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	1	△1	業務の見直し等による
		総務	15	13	△2	
		税務	4	5	1	
		労働	1	1		
		農林水産	9	11	2	
商工		3	4	1		
土木		5	7	2		
民生		19	19			
衛生		6	6			
計		64	67	3	<参考> 人口1万当たり職員数 99.70人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 112.81人)	
	教育部門	8	8			
	消防部門	0	0			
	小計	72	75		<参考> 人口1万人当たり職員数 111.61人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 134.60人)	
公営企業等部門	水道	2	2			
	下水道	1	1			
	その他	2	2			
	小計	5	5			
合計			77	80		<参考> 人口1万当たり職員数 119.04人
			[93]	[93]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	11人	3人	4人	11人	5人	10人	10人	10人	4人	10人	2人	80人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	29 年	30 年	1 年	2 年	3 年	4 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	65	67	70	64	64	67	2(3.1%)
教育	8	9	9	10	8	8	(%)
消防							(%)
普通会計計	73	76	79	74	72	75	2(2.7%)
公営企業等会計計	5	4	5	6	5	5	(%)
総合計	78	80	84	80	77	80	2(2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用 に占める職員給与費 比率
3年度	千円 109,598	千円 7,762	千円 14,419	% 13.2	% 16.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 2	千円 6,943	千円 378	千円 2,763	千円 11,084	千円 5,542	千円 4,817

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高山村	51.5歳	291,250円	320,235円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高山村	高山村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額 1,382千円	1人当たり平均支給額 1,430千円
期末手当 2.55月分 (1.45)月分	期末手当 2.55月分 (1.45)月分
勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分	勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日）

高山村			高山村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 6,007千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

高山村では地域手当の支給はありません。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

該当ありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	121千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	60千円
支給実績（令和2年度決算）	148千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	49千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 加算額：16歳になる年度初めから満22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は5,000円を加算	同じ	無	318千円	159,000円
住居手当	月額27,000円以下の家賃を支払っている場合は、家賃の月額から16,000円を控除した額	同じ	無	-千円	-円

	月額27,000円以上の家賃を支払っている場合は、家賃から27,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額(限度額28,000円)				
通勤手当	交通機関等利用者： 運賃等相当額(1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、1か月55,000円) 自動車使用者：片道 2km以上 5km未満 2,400円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 20,900円	同じ	無	58千円	28,800円
管理職手当	6級の課長 給料月額の10% 5級の課長 給料月額の8% 4級の課長補佐 給料月額7%			320千円	320,000円